

## 著作権著作物の複写複製と転写複製について

著作物の著作権は本誌に採用された時点から日本人類学会に帰属します。ただし、著者に限り、日本人類学会の許諾を得なくとも、自身の著作物の複製を作成する、また、著作物に使用した写真、原図等を他の著作物に用いることが可能です。日本人類学会では複写複製および転載複製に係る著作権を学術著作権協会に委託しています。当該利用をご希望の方は、学術著作権協会 (<https://www.jaacc.org/>) が提供している複製利用許諾システムもしくは転載許諾システムを通じて申請ください。尚、学会員が転載利用の申請をされる場合には、当学会に直接お問い合わせください。無償で転載利用いただくことが可能です。(ただし、利用の際には予め申請いただくようお願い致します。)